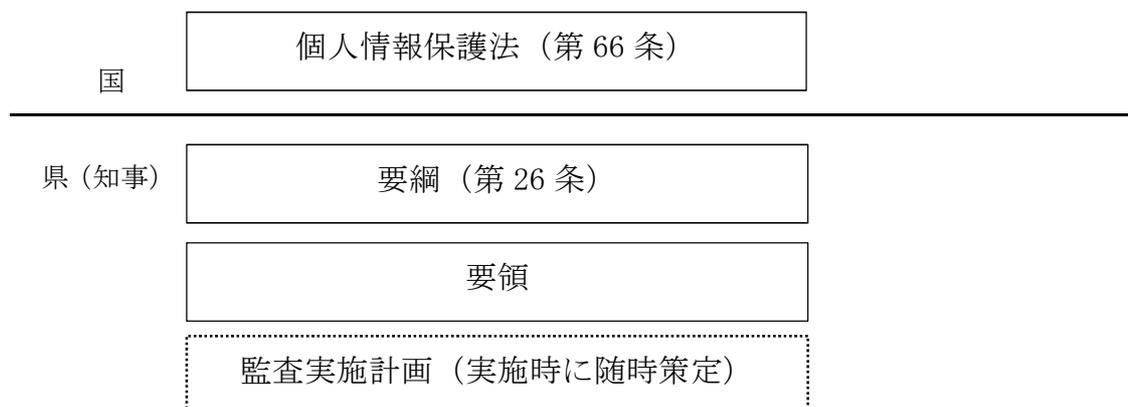


## 令和 5 年度個人情報等安全管理監査結果について

### 1 個人情報等安全管理監査の実施について

- ・ 神奈川県個人情報等取扱事務要綱（以下「要綱」という。）第 26 条の規定に基づき、監査責任者（知事においては情報公開広聴課長）が保有個人情報等の管理の状況について監査を行うものとしている。
- ・ 監査の実施に向けて、「神奈川県個人情報等安全管理監査実施要領」（以下「要領」という。）を制定し、実施体制や実施方法を定めた。
- ・ 要領第 3 条の規定に基づき、監査責任者は監査人を指定し、監査させることとした。
- ・ 要領第 4 条の規定に基づき、令和 5 年度個人情報等安全管理監査実施計画を定めた。

#### 【監査に係る規定体系図】



#### 【知事以外の機関について】

知事以外の機関\*においても、各機関で要領を準用又は制定し、実施計画を策定

\*公営企業管理者教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会・県警

### 2 令和 5 年度監査実施計画の概要

次のとおり監査実施計画を定めた。

※ 知事以外の機関も含め、県の全ての機関において概ね同様に定めた。

#### (1) 監査重点目標

保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための措置を講じ、各室課等において保有個人情報等の適正な取扱いの確保に取り組むことを徹底させる。

(2) 監査対象

保有個人情報等を取り扱う各室課等

(3) 監査実施時期

令和5年12月から令和6年3月まで

(4) 監査項目及び実施方法

- ・ 監査項目は、主に要綱等の規定に基づく遵守状況を確認する項目とした。
- ・ 実施方法は、書面検査とするが、対象所属は、監査項目について自己点検を行い、監査責任者あてに提出する。各対象所属の点検結果により、監査人が保有個人情報等の管理状況等について検査を行い、検査結果を監査責任者に報告することとした。

3 監査結果

- ・ 県の全ての機関において、実施した。
- ・ 県のいずれの機関においても、指摘事項に該当する不適切な取扱いはなかった。  
しかし、注意事項として再発防止を徹底すべきものとして、注意喚起を行った。

<主な内容>

- ・ 保有個人情報の漏えい等事案の報告期限の超過
- ・ 個人情報事務登録簿の作成漏れ
- ・ 保有個人情報の目的外利用・提供状況の報告漏れ

指摘事項： 法令又は要綱等への違反が認められた案件のうち、保有個人情報等の適正な管理のための対応措置を速やかに講ずる必要があるような重大な違反。

保護管理者（所属長等）に対し、「監査実施結果通知書兼改善措置指示書」により監査結果を通知し、改善計画の策定及びその実施結果について、監査責任者へ報告するよう指示する。

注意事項： 法令又は要綱等への違反が認められた案件のうち、保有個人情報等の適正な管理が行われていなかったものの、既に対応措置が図られているものや、ただちに対応を要するとまではいえない違反。

保護管理者（所属長等）に監査結果を伝達し、再発防止を徹底すべき旨等の注意喚起を行う。

4 今後の課題・改善点等について

上記の報告漏れ等については、各職員における要綱等のルールの確認漏れであることから、個人情報等を取り扱う職員の認識向上のため、庁内の研修の充実や、各所属の保護管理者や保護担当者向けにも研修や情報提供等を行い、個人情報の安全管理の徹底に努める。